

# 2022 年度税制改正大綱 資産税関連の主な改正点

Issue 27, December 2021

## In brief

本ニュースレターでは、2022 年度税制改正大綱における改正内容のうち、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し、財産債務調書制度の見直し、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度における特例承継計画の期限延長等、企業オーナー及び富裕層に関連する主な改正点について解説します。なお、今後の審議等の状況によっては内容に変更の可能性がある点をご留意ください。

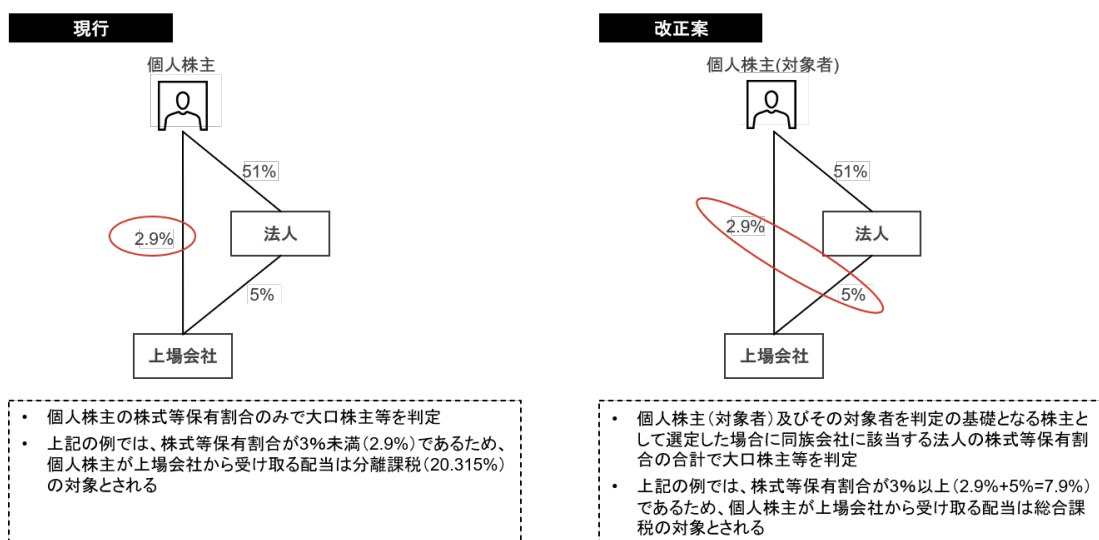
## In detail

### 1. 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、以下の見直しが行われます。

#### (1) 大口株主等の要件の見直し

内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等(以下「対象者」という。)及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合(以下「株式等保有割合」という。)が 100 分の 3 以上となるときに、その対象者が支払を受けるものは、総合課税の対象とされます。



本改正は、2023 年 10 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用されます。

#### (2) 報告制度の創設

上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が100分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます。

本改正は、2023年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用されます。

## 2. 個人住民税に係る上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるための見直しが行われます。また、本改正に伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備が行われ、その他所要の措置が講じられます。

本改正は、2024年度分以後の個人住民税について適用するとともに、所要の経過措置が講じられます。

## 3. 完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収の廃止

一定の内国法人(注)が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされます。

- 完全子法人株式等(株式等保有割合100%)に該当する株式等に係る配当等
- 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等(当該内国法人が名義人として保有するものに限る)の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

(注)「一定の内国法人」とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいいます。

本改正は、2023年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。なお、この配当に係る源泉徴収の見直しにより、2023年度の税収が減少すると見込まれること等を踏まえ、その影響を緩和するための対応を2023年度税制改正において検討することが2022年度税制改正大綱に明記されています。

## 4. 財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度等について、以下の見直しが行われます。

### (1) 提出義務者の範囲の拡大

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者は提出義務者とされます。

### (2) 提出期限の変更

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日(現行:その年の翌年の3月15日)に変更されます(国外財産調書についても同様)。

### (3) 記載事項の緩和

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満(現行:100万円未満)に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しが行われます。

### (4) 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものと

みなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとされます(国外財産調書についても同様)。

上記(1)の改正は 2023 年分以後の財産債務調書について、上記(2)(3)の改正は 2023 年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について、上記(4)の改正は財産債務調書又は国外財産調書が 2024 年 1 月 1 日以後に提出される場合について適用されます。

## 5. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度における特例承継計画の期限延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が 1 年延長されます。なお、特例制度を通じた自社株式の贈与・相続等の適用期限については今後延長行う見込みはない旨付記されています。

区分	現行	改正案
特例承継計画の提出期限	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末
贈与・相続等の適用期限	2027 年 12 月末	現行と同じ

## 6. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置等の見直し

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、以下の見直しが行われます。

- (1) 適用期限(2021 年 12 月 31 日)を 2023 年 12 月 31 日まで 2 年延長されます。
- (2) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とされます。

区分	現行	改正案
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,500 万円 (1,000 万円)	1,000 万円
上記以外の住宅用家屋	1,000 万円 (500 万円)	500 万円

(注) 現行のカッコ内の金額は消費税等の税率が 10% 以外である場合の非課税限度額

- (3) 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件が廃止されるとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和 57 年 1 月 1 日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなします。)であることが加えられます。
- (4) 受贈者の年齢要件を 18 歳以上(現行:20 歳以上)に引き下げられます。

上記(1)(3)(4)の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様です。なお、住宅取得等資金の贈与に係る震災特例法の贈与税の非課税措置に係る非課税限度額は、現行制度と同額とされます。

上記(1)(2)(3)の改正は 2022 年 1 月 1 日以降、上記(4)の改正については、同年 4 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

**【参考】**

**金融所得課税のあり方についての検討**

高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要があると考えられています。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行うとの記載がありました。来年度以降の税制改正にも影響がある項目であり、今後の動向に注視する必要があると考えられます。

**相続税・贈与税のあり方の見直し**

相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されています。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっています。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める点について、昨年度に引き続き言及されていました。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある点についても言及されていました。相続税・贈与税のあり方の見直しについては、金融所得に対する課税のあり方と同様、来年度以降の税制改正にも影響がある項目であり、今後の動向に注視する必要があると考えられます。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー 小林 和也	パートナー 遠藤 浩二郎	パートナー 望月 文太
ディレクター 寺田 宏	ディレクター 深田 かおり	ディレクター 塩谷 洋子
ディレクター 佐々木 真美	ディレクター 林 雄高	ディレクター 山内 良
シニア マネージャー 森田 幸司	シニア マネージャー 飯島 哉文	シニア マネージャー 上平 洋輔
シニア マネージャー 仲林 健太郎	シニア マネージャー 佐藤 大悟	シニア マネージャー 奥山 健太郎

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.